令和７年度四街道市電話ｄｅ詐欺対策機器等購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、電話ｄｅ詐欺による被害防止を図り、もって市民の財産を守るため、電話ｄｅ詐欺対策機器の購入及び設置等に係る費用に対し、当該年度の予算の範囲内において、四街道市補助金等交付規則（昭和４６年規則第６号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき令和７年度電話ｄｅ詐欺対策機器等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　電話ｄｅ詐欺　還付金詐欺、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺等の特殊詐欺をいう。

（２）　電話ｄｅ詐欺対策機器　自動通話録音、警告機能若しくは自動着信拒否機能付きの固定電話機又は固定電話機に接続する機器をいう。

（補助対象者等）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　電話ｄｅ詐欺対策機器の購入及び設置等をした日から補助金の交付を申請する日までの間において、継続して本市に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に規定する住民基本台帳に記録されている６５歳以上の者であること。

（２）　同一世帯内に本市に納付すべき市税等を滞納している者がいないこと。

（３）　同一世帯内に四街道市暴力団排除条例（平成２４年四街道市条例第２号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

２　補助金の交付は、補助対象者の属する世帯につき１回限りとし、過年度に同種の補助金の交付を受けた世帯は対象外とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする（消費税及び地方消費税を含み、送料及びポイント等による支払額を除く。）。

（１）　電話ｄｅ詐欺対策機器の購入に係る費用

（２）　電話ｄｅ詐欺対策機器の購入に伴う設置に係る費用

（３）　ＮＴＴ等が提供している特殊詐欺対策サービスの初期費用

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の総額の２分の１の額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、５，０００円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和７年度四街道市電話ｄｅ詐欺対策機器等購入費補助金交付申請書（様式第１号）を、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その内容を市長が確認できるときは、市長はこれを省略させることができる。

（１）　電話ｄｅ詐欺対策機器の購入及び設置に係る費用又は特殊詐欺対策サービスの初期費用の支払を証する書類の写し

（２）　電話ｄｅ詐欺対策機器の機能又は特殊詐欺対策サービスの内容が確認できる説明書又はカタログ等の写し

（３）　申請者の本人確認ができるマイナンバーカード、運転免許証等の写し

（４）　前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

３　第１項の規定による補助金の申請は、令和８年２月２８日までに行わなければならない。

（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、令和７年度四街道市電話ｄｅ詐欺対策機器等購入費補助金交付決定・却下通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするとき、速やかに令和７年度四街道市電話ｄｅ詐欺対策機器等購入費補助金交付請求書（様式第３号）に、補助金の振込先口座が確認できる通帳等の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の実績報告等の特例）

第９条　規則第１２条に規定する補助金の実績報告については、第６条第１項に規定する交付申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

２　規則第１３条に規定する補助金の確定通知については、第７条に規定する交付決定通知をもって当該確定通知があったものとみなす。

（補助金の交付）

第１０条　市長は、前条に規定する補助金の請求があったときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第１１条　市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める

ときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

（調査協力）

第１２条　市長は、補助金の交付を受けた者に対し、電話ｄｅ詐欺対策機器等の使用状況等についての調査協力を求めることができる。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（失効等）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。